

千葉大学医学部附属病院診療用放射線の安全利用のための指針

（令和2年4月1日制定）

（趣旨）

第1条 この指針は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の11第2項第3号の2イの規定に基づき、千葉大学医学部附属病院（以下「病院」という。）における診療用放射線に係る安全管理のための体制に関し、必要な事項を定める。

（基本的な考え方）

第2条 診療用放射線の安全利用（以下「診療用放射線安全管理」という。）について、高度で複雑な医療環境において維持、管理するには組織的な取り組みが必要である。このため病院が組織的に診療用放射線安全管理について検討し、患者に安全・確実な医療を提供するため、次のとおり基本方針を定める。

2 診療用放射線安全管理について検討するにあたっては、国際放射線防護委員会（International Commission on Radiological Protection：ICRP）の勧告であるPublication103およびPublication105等に基づき、患者の医療被ばくについて医学的手法の正当化及び放射線防護の最適化を図る。

（病院長の責務）

第3条 病院長は、自ら診療用放射線安全管理体制を確保するとともに、医療放射線安全管理責任者を配置するにあたっては、必要な権限を委譲し、及び必要な資源を付与してその活動を推進することで、病院における診療用放射線安全管理に努める。

（診療用放射線安全管理に関する組織）

第4条 病院における診療用放射線安全管理対策は、病院長および医療放射線安全管理委員会を中心に病院全体で取り組む。

（診療用放射線利用に係る安全管理のための職員研修）

第5条 医療放射線安全管理責任者は、診療用放射線の安全利用のため、病院職員（以下「従事者」という。）に対する研修を実施する。

- 2 研修は、別表1に掲げる事項に関し、年1回以上実施するとともに、その実施内容について記録する。

（診療用放射線の安全利用を目的とした改善のための方策）

第6条 医療放射線安全管理責任者は、別表2に定める放射線診療に用いる医療機器等（以下「管理・記録対象医療機器等」という。）について、関係学会（日本医学放射線学会等）の策定したガイドライン等を参考に情報収集し、患者の医療被ばくの線量管理及び線量記録を行う。

- 2 医療被ばくの線量管理は、患者の線量評価及び線量の最適化を目的として行う。
- 3 医療被ばくの線量記録は、患者の医療被ばく線量を適正に検証できる様式を用いる。
- 4 医療被ばくの線量管理及び記録方法の変更、管理・記録対象医療機器等の新規導入及び更新並びに放射線診療の検査手順の変更等があった場合には、必要に応じて見直しを行う。
- 5 管理・記録対象医療機器等以外の放射線診療機器等についても、必要に応じて医療被ばくの線量管理及び線量記録を行う。

（放射線の過剰被ばくその他の放射線診療に関する事例発生時の対応）

第7条 医療被ばくに関連して患者に何らかの不利益（以下「有害事象」という。）が発生した場合は、「千葉大学医学部附属病院インシデント及び医療上の事故発生時の対応に関する取扱要項」に従い、迅速に対応すると共に、医療放射線安全管理責任者へも報告を行う。

- 2 医療放射線安全管理委員会は、有害事象と医療被ばくの関連性の検証を行う。
- 3 医療放射線安全管理委員会は、前項の検証を踏まえ、同様の有害事象が発生しないよう、改善・再発防止のための方策を立案し実施する。

（放射線診療を受ける患者等との情報の共有）

第8条 本基本方針は、患者等が閲覧できるように、病院のホームページに公開する。

- 2 患者に対する説明は、当該診療を実施することを指示した主治医が行う。ただし、主治医が必要と判断した場合は、医療放射線安全管理委員会に所属する医師、診療放射線技師又は看護師から説明を行う。放射線診療における正当化については、医師及び歯科医師が実施する。
- 3 放射線診療実施前後に患者から説明を求められた場合には、当該検査・治療に

よる被ばく線量とその影響の説明，リスク・ベネフィットを考慮した検査・治療の必要性（正当化）の説明，及び医療被ばくの低減に関する取り組み（最適化）について説明を行う。

- 4 放射線診療実施後に有害事例等が確認された場合又は発生する可能性が生じた場合には，前項に加え，第7条に沿って対応していることについて説明を行う。

（その他）

第9条 指針は，医療放射線安全管理委員会において見直しを行う。

附 則

この指針は，令和2年4月1日から施行する。

別表1

医療被ばくの基本的な考え方に関する事項
放射線診療の正当化に関する事項
放射線防護の最適化に関する事項
放射線障害が生じた場合の対応に関する事項
患者への情報提供に関する事項

別表2

移動型デジタル式循環器用 X 線透視診断装置
移動型アナログ式循環器用 X 線透視診断装置
据置型デジタル式循環器用 X 線透視診断装置
据置型アナログ式循環器用 X 線透視診断装置
X 線 CT 組合せ型循環器 X 線診断装置
全身用 X 線 CT 診断装置
X 線 CT 組合せ型ポジトロン CT 装置
X 線 CT 組合せ型 SPECT 装置
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素
診療用放射性同位元素